

(1) 三宅島の活動火山対策特別措置法に基づく 避難施設緊急整備地域の指定について

(1) 指定の必要性

- ・ 三宅島については、長期的には低下傾向にあるが、現在でも 5 千～2 万トン/日の多量の火山ガスの放出が継続。
島民が滞在型の一時帰宅を強く要望。三宅村において、復興基本構想（5 月 27 日）に基づき、復興基本計画を策定中。
- ・ 突発的に火山ガスの放出が高まる恐れがあることから、滞在型の一時帰宅及び本格的帰島に備え、クリーンハウス（脱硫装置を備えた施設）を緊急に整備する必要。
- ・ 避難施設緊急整備地域は、クリーンハウスの先行的整備のため、現段階で指定する必要。
- ・ それ以外の避難施設の整備については、本格的な帰島の目途がたった段階で検討。

(2) 指定地域の考え方

溶岩流、噴石、火山ガス等による被害が三宅島全域に及ぶおそれがあることから、全島を避難施設緊急整備地域として指定する必要。

(3) 今後の日程

平成 14 年 7 月 5 日 告示（予定）

地域指定後、東京都知事が避難施設緊急整備計画を速やかに作成し、内閣総理大臣への協議の後、クリーンハウスの整備着手見込み。

(参考) 三宅島噴火災害の状況

火山活動の状況

- ・平成 12 年 6 月 26 日から火山活動が活発化、8 月 10,18,29 日に大規模噴火。
- ・平成 12 年 9 月中旬より火山ガスの放出が大量に始まる（二酸化硫黄最大時約 8 万トン / 日を観測）。
- ・火山ガスの放出は低下傾向にあるものの、現在も 5 千 ~ 2 万トン / 日の二酸化硫黄が放出。

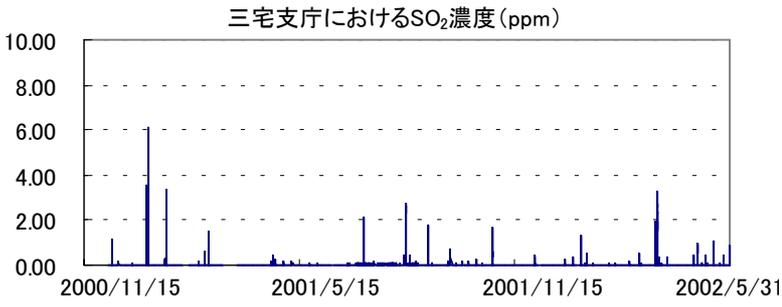
島民の避難生活の状況

- ・平成 12 年 9 月 2 日に全島民（3,855 人）を対象として島外避難指示発令。現在も、無償提供されている都営住宅等での避難生活が継続。
- ・全島民を対象とした原則一世帯当たり 1 名の一時帰宅が一巡。本年 4 月より、島内における個人財産の保全・修繕等のための一時帰宅を週 1 回程度の頻度で実施中。
- ・本年 8 月には、課外授業の一環として、小中高の児童生徒 400 名、父母 200 名計 600 名の一時帰宅を 3 回に分けて実施予定。

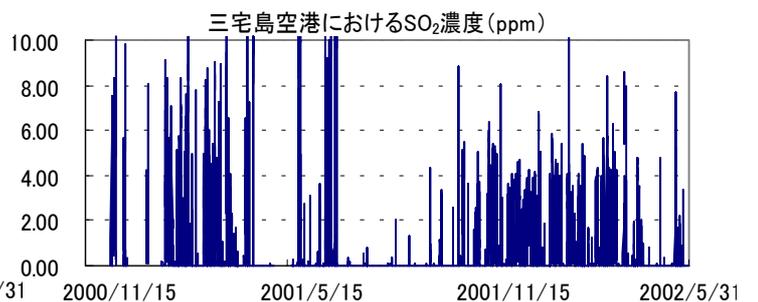
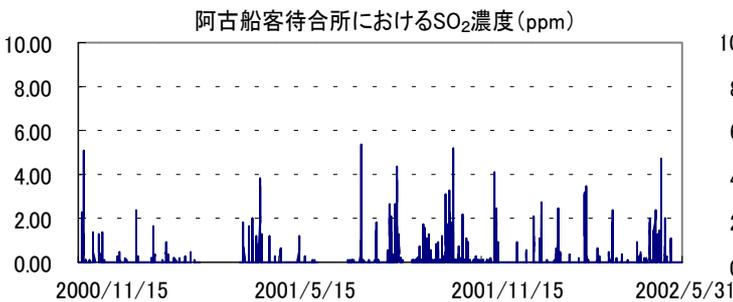
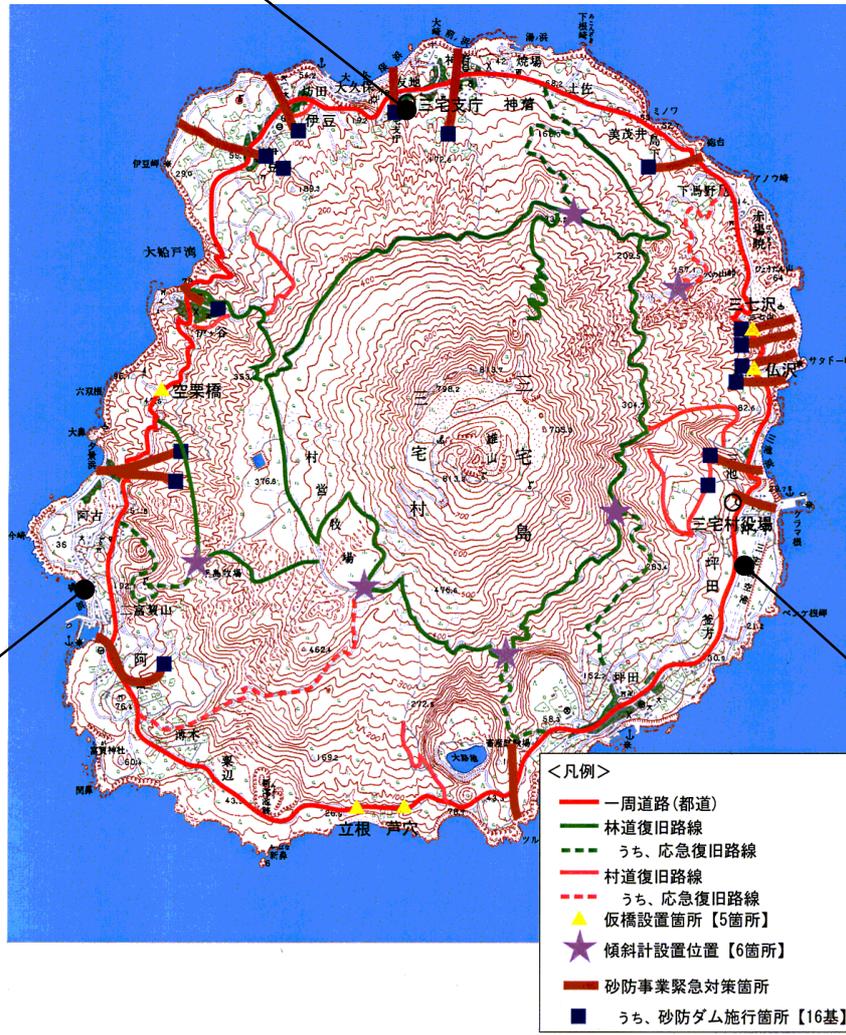
最近の三宅島噴火災害への対応状況

- ・本年 5 月 10 日、政府非常災害対策本部会議を開催し以下の事項を決定。
 - 生活支援について、これまで講じている対策を引き続き着実に実施するとともに、既存制度の弾力的運用も含め、さらなる支援策を検討。
 - 滞在型の一時帰宅や本格的帰島実施の際に必要な避難施設の整備を支援するため、活動火山対策特別措置法の適用について検討に着手。
 - 三宅村の復興計画の検討状況を踏まえつつ、本格的帰島が実現した場合の支援について検討に着手。
- ・本年 5 月 27 日、三宅村において、「生活再建」「地域振興」「防災しまづくり」の 3 つの基本理念からなる復興基本構想を策定。

三宅島災害復旧状況（平成 13 年度末）及び SO₂ 濃度のこれまでの変化



クリーンハウス（脱硫装置を備えた施設）



注) SO₂ 濃度は 1 時間値を使用 (SO₂ 濃度の環境基準は 1 時間値 0.1ppm。日平均値では 0.04ppm。)